

平成 3 0 年 度

建 設 部
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

建設部に係る財務に関する事務の執行状況並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成30年11月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

建設部	土木課	平成31年1月31日	午前9時から
〃	まちづくり整備課	平成31年1月31日	午前10時から
〃	管理総務課	平成31年1月31日	午後11時05分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、建設部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の精査及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成29年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【土木課】

【まちづくり整備課】 なし

【管理総務課】

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成30年11月30日現在における建設部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。なお、収入印紙は土木課で該当があったが、受払状況については、収入印紙保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

建設部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。なお、監査結果を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

土木課	事務事業	「金川沿岸を守る会」について、繰越額が多くなったことで、平成31年度以降は補助金を打ち切る中での活動継続となる旨の説明があった。今後は当該団体の事務局として携わることとなるため、引き続き適正な予算管理を行なっていただきたい。 なお、平成30年度の補助金については、事業報告書の提出を求め、補助金の利用状況を確認の上、余剰部分については、返還等の清算が必要であると考えます。
まちづくり整備課	事務事業	委託に関して、予定価格が予算要求時の積算額を上回る事業が散見されました。支出負担行為の時期が異なるため、入札(見積)差金を使って事業全体の実施が可能となっています。予算の積算や予定価格の設定の方法について、今後改善の必要があると考えます。

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成29年度定期監査において指摘された事項については、なかった。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。